

令和 7 年 5 月

さつま町議会臨時会会議録

令和 7 年 5 月 1 日 開会

令和 7 年 5 月 1 日 閉会

さつま町議会

令和7年5月さつま町議会臨時会審議結果

令和7年5月1日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
選挙 1	議長の選挙	R7.5.1	R7.5.1	当選決定	—
2	副議長の選挙	〃	〃	当選決定	—
	常任委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会運営委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会広報特別委員会の設置及び委員の選任	〃	〃	決 定	—
議案 3 1	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	〃	〃	承 認	—
3 2	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同 意	—
3 3	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同 意	—
3 4	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同 意	—
報告 3	町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）	〃	〃	報 告 済	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	決 定	—

令和7年5月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○5月1日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
仮議席の指定	3
選挙第1号 議長選挙	3
（当選決定）	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
選挙第2号 副議長選挙	6
（当選決定）	
議席の一部変更	7
常任委員会委員の選任	7
（決定）	
議会運営委員会委員の選任	8
（決定）	
議会広報特別委員会の設置及び委員の選任	9
（決定）	
議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	10
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第32号 さつま町監査委員の選任について	12
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第33号 さつま町監査委員の選任について	13
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について	14
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号） （損害賠償の額を定めることについて）	15
（質疑）	
議員派遣の件	17
（決定）	

閉会中の継続調査の件	18
(決定)	
閉会	18

令和7年5月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年5月1日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ム キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 議 事 係 長
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危 機 管 理 監	大 平 誠 総 合 政 策 課 長
小野原 和 人 行 革 推 進 室 長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
西 園 豪 紀 税 務 課 長	川 崎 里 志 ほけん福祉課長
内 村 千 鶴 ほけん総括監	原 田 健 二 建 設 課 長
藤 園 育 美 教 育 総 務 課 長	井手口 勉 学 校 教 育 課 長
中 村 英 美 社 会 教 育 課 長	串 下 哲 也 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第1号 議長選挙

(第1号の追加1)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 選挙第2号 副議長の選挙
- 第 5 議席の一部変更
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 9 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
(さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第10 議案第32号 さつま町監査委員の選任について
- 第11 議案第33号 さつま町監査委員の選任について
- 第12 議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第13 報告第 3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第14 議員派遣の件
- 第15 閉会中の継続調査の件

○早崎 行宏議会議務局長

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の川口憲男議員を御紹介いたします。

川口議員、議長席にお着き願います。

〔川口 憲男臨時議長着席〕

○川口 憲男臨時議長

ただいま紹介いただきました川口憲男です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

△開 会 午前9時30分

○川口 憲男臨時議長

ただいまから、令和7年5月さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○川口 憲男臨時議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「仮議席の指定」

○川口 憲男臨時議長

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。
ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時32分

〔全員協議会が開催され、議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前 9時46分

○川口 憲男臨時議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第2「選挙第1号 議長の選挙」

○川口 憲男臨時議長

次は、日程第2「選挙第1号 議長の選挙」を行います。選挙は、投票により行います。
議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○川口 憲男臨時議長

ただいまの出席議員数は、14人です。

次に、立会人を指名します。立会人に1番、岸良光廣議員及び2番、中村慎一議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○川口 憲男臨時議長

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 憲男臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○川口 憲男臨時議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○川口 憲男臨時議長

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 憲男臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番、岸良光廣議員及び2番、中村慎一議員に開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○川口 憲男臨時議長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、宮之協議員3票、新改議員10票、川口議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、新改秀作議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○川口 憲男臨時議長

ただいま、議長に当選されました新改秀作議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。新改秀作議員は、登壇して議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

〔新改 秀作議長登壇〕

○新改 秀作議長

どうも皆さん、ありがとうございました。

今回から女性議員も1人増えて、いろんな女性の目線というのが大事ではないかと、またその中で議論をして、議会の活性化につなげていけたらと思っているところでもございます。

一つ、皆さんの御協力をよろしくお願いします。

どうも、ありがとうございました。

〔新改 秀作議長降壇〕

○川口 憲男臨時議長

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。
新改秀作議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長が退席し、議長が議長席に着席〕

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時56分

〔追加議事日程配布〕

再開 午前 9時59分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これからの日程は、配布してあります追加議事日程のとおりであります。

△追加日程第1「議席の指定」

○新改 秀作議長

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

△追加日程第2「会議録署名議員の指名」

○新改 秀作議長

次は、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、堅山秀樹議員及び4番、徳留和樹議員を指名します。

△追加日程第3「会期の決定」

○新改 秀作議長

次は、日程第3「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時00分

〔全員協議会が開催され、副議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前10時08分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△追加日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」

○新改 秀作議長

次は、日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○新改 秀作議長

ただいまの出席議員数は、14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、橋之口富雄議員及び6番、古田昌也議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○新改 秀作議長

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○新改 秀作議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○新改 秀作議長

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。5番、橋之口富雄議員と6番、古田昌也議員に開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○新改 秀作議長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。有効投票のうち、岸良光廣議員6票、中村慎一議員7票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、中村慎一議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○新改 秀作議長

ただいま、副議長に当選された中村慎一議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。中村議員は、登壇して副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

〔中村 慎一副議長登壇〕

○中村 慎一副議長

本議会で、副議長に御選任をいただきました。大変光栄に思いますと同時に、責任の重さを痛感しております。活力のあるさつま町の実現に向けて、議長共々議員各位、皆さん方と一緒にこの力を発揮できますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議員の皆様方の御期待に添えますように、そしてまた、町民の皆様方の期待に応えられますように、皆さん方と一緒に頑張って精神誠意頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

〔中村 慎一副議長降壇〕

△追加日程第5「議席の一部変更」

○新改 秀作議長

次は、日程第5「議席の一部変更」を行います。

今回の議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

申合せに基づき、議長の議席を14番に、副議長の議席を13番とします。

したがって、14番、柏木幸平議員の議席を10番に、13番、上別府ユキ議員の議席を2番に、2番、中村慎一議員の議席を13番に、私の議席を14番に、それぞれ変更します。変更された議席に氏名標を持ってお着き願います。

〔変更後の議席へ移動着席〕

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時20分

〔全員協議会が開催され、議会推薦の監査委員の選出が行われる〕

再開 午前10時31分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△追加日程第6「常任委員会委員の選任」

○新改 秀作議長

次は、日程第6「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件は、申合せにより、議員各位から希望をとり、これに基づいて定数との調整を行いました。

たので、指名したいと思います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務厚生常任委員会委員に桑波田大議員、武さとみ議員、宮之脇尚美議員、有川美子議員、川口憲男議員、柏木幸平議員、以上の6人。

文教経済常任委員会委員に岸良光廣議員、中村慎一議員、堅山秀樹議員、徳留和樹議員、橋之口富雄議員、古田昌也議員、上別府ユキ議員、以上の7人を、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これより各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから各常任委員会を招集します。各常任委員会の場所を次のとおり定めます。

総務厚生常任委員会は、第1委員会室、文教経済常任委員会は、第2委員会室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

〔各常任委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午前11時10分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生常任委員会委員長に柏木幸平議員、総務厚生常任委員会副委員長に武さとみ議員、文教経済常任委員会委員長に橋之口富雄議員、文教経済常任委員会副委員長に古田昌也議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△追加日程第7「議会運営委員会委員の選任」

○新改 秀作議長

次は、日程第7「議会運営委員会委員の選任」を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項に基づいて、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員に中村慎一議員、柏木幸平議員、宮之脇尚美議員、橋之口富雄議員、岸良光廣議員、以上の5人をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5人を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会運営委員会を招集します。委員会の場所を第1委員会室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

〔議会運営委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午前11時36分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員会委員長に宮之脇尚美議員、議会運営委員会副委員長に柏木幸平議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△追加日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任」

○新改 秀作議長

次は、日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任」についてを議題とします。

お諮りします。議会広報紙「さつま町議会だより」の編集・発行のため、4人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、4人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報特別委員会委員に武さとみ議員、桑波田大議員、古田昌也議員、上別府ユキ議員、以上の4人をそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより議会広報特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会広報特別委員会を招集します。委員会の場所を第1委員会室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時39分

〔議会広報特別委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午後 0時02分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会広報特別委員会委員長に上別府ユキ議員、議会広報特別委員会副委員長に桑波田大議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時20分とします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時18分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△追加日程第9「議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」

○新改 秀作議長

次は、日程第9「議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

2期目の就任後の初めての議会でございますので、提案理由を申し上げる前に、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

去る4月13日に執行されました、任期満了に伴います町長選挙におきまして、無投票での再選という結果ではございましたが、引き続き、町政の舵取り役を任されることになったところでございます。誠に光栄に存じますとともに、私に課せられた責務の重大さを改めて痛感いたしているところでございます。

また、皆様方におかれまして、今回の選挙で当選の榮に浴されたこと、誠におめでとうございます。議会と執行部はよく車の両輪に例えられるところでございまして、互いに協力しながら、より良い町政の実現を目指していきたいと考えているところであります。

現在、日本が初めて経験しております人口減少時代を迎え、これからの日本、特に私たちが暮らすこの地方維持し、次の時代へしっかりとつないでいくが大変大きな課題となっているところであります。本町は、人口減少と高齢化が予想以上のスピードで進んでおり、物価高騰なども相まって地域経済はもとより、地域コミュニティや住民生活に大きな影響を与えているところであります。このような中で、夢と希望のあるさつま町の創造に向かいまして、新たなビジョンを定め、大胆かつスピード感をもって、待ったなしの強い想いでそれぞれの取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

町民の皆様とともに、知恵を絞り、共に汗をかきながら、さつま町の新たなまちづくりに誠心誠意、全身全霊で取り組む所存でございます。

議員各位におかれましては、議長をはじめとしまして、町政運営に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提案の理由を申し上げさせていただきます。

「議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」であります。

これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規程により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○西園 豪紀税務課長

それでは、「議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」に関するさつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、「議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」は、承認されました。

△追加日程第10「議案第32号 さつま町監査委員の選任について」

○新改 秀作議長

次は、日程第10「議案第32号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、有川美子議員の退場を求めます。

〔有川 美子議員退場〕

○新改 秀作議長

それでは、本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第32号 さつま町監査委員の選任について」でございます。

さつま町監査委員のうち、議員の中から選任する監査委員として、有川美子議員を選任するものでありまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○富満 悦郎総務課長

それでは、「議案第32号 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３２号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、「議案第３２号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

有川議員の入場を許します。

〔有川 美子議員入場〕

△追加日程第１１「議案第３３号 さつま町監査委員の選任について」

○新改 秀作議長

次は、日程第１１「議案第３３号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

「議案第３３号 さつま町監査委員の選任について」でございます。

さつま町監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任した監査委員の紺屋一幸氏が令和７年５月３１日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任しようとするため、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○富満 悦郎総務課長

それでは、「議案第３３号 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第３３号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３３号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、「議案第３３号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

△追加日程第１２「議案第３４号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○新改 秀作議長

次は、日程第１２「議案第３４号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第３４号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち、手塚千草氏が、令和７年５月９日付けをもって任期満了となることに伴い、新たに下築一博氏を任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○富満 悦郎総務課長

それでは、「議案第３４号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第３４号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△追加日程第13「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第13「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）」を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）」であります。

これは、町長の専決事項の指定第1号の規定により、道路管理における事故に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○原田 健二建設課長

「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたことは、ありませんか。

○古田 昌也議員

お疲れさまでございます。

ちょっとお伺いしたいことがございます。

時間的には、午前8時50分ということで、自動車で走行中に陽も明るい中、相当なスピードを出していたと思うのですが、そこで過失割合が5割5割というのは、ちょっとどうかなという

のはあるのですが、こういったケースというのは、交渉的な部分で3回ぐらい交渉して、過失割合が相当変わってきているのですが、詳しい内容はこういった形になっているのですか。そこをお聞かせください。

○原田 健二建設課長

ただいまの御質問でございます。

状況に応じての判断ということでございまして、さつま町としましては、相手方のほうが弁護士を立てて交渉に来られた部分もございますので、その関係で町の方でも弁護士に依頼をする形をとりまして、内容の交渉につきましては、状況等を踏まえた上で専門的な知識の中で交渉がされたものということで理解しているところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、専門的に全部お任せしたということで、保険会社等も入ってそこらへんの調整もしたということでよろしいですか。

○原田 健二建設課長

ただいまの御質問は、議員のおっしゃるとおりでございます。

○古田 昌也議員

こういったケースは稀だと思うのですが、やはり町の道路管理というところも徹底はしないといけないなというのは身に染みて思うのですが、ただやはりこういった形で、事故現場の状況であつたりとか、そこらへんは専門家が入ったということで納得はするのですが、ちょっと過失割合が5割5割というのは、どうも僕の中では納得がいかない面もあります。

町の方が、ちょっとここについては、暗かったりなんだかんだということであれば分かるのですが、日中起きたことなので、そこらへんは強く交渉していただくように、これからは対応していただけないかなと。

ごめんなさい。相手方もどうなのか、町が悪いのかというと全てが悪くなってくるような気がしますので、そこらへんはちゃんとこちらも日頃、常にそういった形で作業班の方々とか注意しながら、気付いたところは埋めていつにいただいているというのは、現場で見えますので、そこらへんは守るような形でやっていただきたいなという意見がありますので、是非ともそこは強く要請をしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

町長に一点だけお尋ねいたしますが、こういう道路に不備、町道の不備でこういう事故が起きたということなのですけれども、これを踏まえて、町道の維持管理、それから点検、そこあたりの指示というのはなされたのですか。

○上野 俊市町長

道路管理の関係等については、常日頃から担当課の方には、指示をいたしているところでありまして、700キロメートルを超えるような町道の路線の距離でございますので、なかなか全てをすぐに対応も難しいところではありますけれども、連絡があった場所、それから気付いた場所等がありましたら、即担当課に連絡を繋ぎ、補修等に努めているところであります。

○川口 憲男議員

町長、700キロメートルを超える町道であるということを言われておりますけれども、まさにそのとおりで山間部に行きますと非常に舗装が切れてでこぼこになっているということは多く見かけられます。そういうところで、維持管理の点から日頃絶えず注意するよう指示をしている

ということだったのですが、今回、これを受けてということではないですけれども、町道整備については、町民からもいろんな苦情が来ているのですけれども、そういった面からも予算の関係もあったり、キロ数の関係もあったりして、非常に行き届かない点が多いと思うのですけれども、今後もやっぱり担当課に注意をされたり、指示をされているということがありましたけれども、こういう訴訟にならないような状況に持っていられるように努めていただけるように、要請しておきたいと思います。

○中村 慎一議員

今回の案件につきましては、本町としては初めての案件ではないかなと思いますが、かねてから今出ておりますように、道路のこういう陥没等による事故というのは水道管の破損による死亡事故等もあったりしますので、そこらは十分注意をしていただきたいと思うのですが、担当課だけではどうもにっちもさっちもいかないのではないかなと思います。

職員の皆さん方もやはり現場に行かれる途中、こういう道路等についての報告、それから町の中で公民会とか、公民館とか、そういうところでの皆さんとの連携、そういったところなどの仕組みをしっかりと構築されて、道路の維持管理というのはされなければ、どうも人数が少なくなっていく中では難しい部分もあるかなと思いますので、そこらは、町長の考えもなのかもしれませんが、取組について何かお考えがあればお聞かせください。

○上野 俊市町長

職員は、常に現場等に出た場合に、そういうのに気が付いた時には、担当課に今も連絡をしているかと思っているところであります。

また、各地域の公民会長さん方からも気づきがあったところは、担当課の方にも連絡をもらっているところではございますけれども、なかなかこれが全てではないと私も思っているところであります。

また、5月には行政推進委員、行政連絡委員の研修会等もございますので、そういう場を通じてそういうのを発見された場合は、担当課の役場の方に連絡をいただけるようなそういう仕組みづくりといいますか、そういうことがしていただくようお願いもし、また、我々も非常に延長が長い町道でございますので、なかなか気づくのが難しい面もございますので、これは道路作業員等もあります。そういうところで対応もしながら、これについては的確に対応していきたいと思っております。

今後につきましても、さらに連絡がしっかりといただけるような体制づくりといいますか、仕組みづくりはしていきたいと思っております。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

△追加日程第14「議員派遣の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣の件」は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期日、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△追加日程第 15 「閉会中の継続調査の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第 15 「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、配布してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和 7 年 5 月 さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午後 1 時 51 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 新 改 秀 作

さつま町議会議員 堅 山 秀 樹

さつま町議会議員 徳 留 和 樹